

14. 民生委員・児童委員 2 - 1

民生委員法（昭和23年法律第198号）
児童福祉法（昭和22年法律第164号）

(1) 制度のあゆみ

民生委員・児童委員制度は、我が国特有の制度であり、社会福祉事業の歴史の中で極めて重要な役割を果たしてきた。

① 岡山県で「済生顧問制度」が創設された。（大正6年）

② 大阪府で「方面委員制度」が創設された。（大正7年）

③ 佐賀県で「方面委員制度」が創設された。（大正13年）

佐賀県社会事業協会が設置主体となり「佐賀県方面委員制度」が創設された。

④ 全国で「方面委員制度」が創設された。（昭和3年頃）

済世顧問と方面委員の両制度を基に、各都道府県に方面委員制度が置かれた。

⑤ 方面委員令が公布され、法令に基づく制度が確立した。（昭和11年）

国の法令に基づく制度が確立し、今日の民生委員制度の原型ができた。

⑥ 方面委員から民生委員に名称が変更された。（昭和21年）

民生委員令の制定に伴い、名称が方面委員から民生委員に変更され、職務内容も貧困者の指導援助だけでなく、児童、母子、老人等広く地域住民を対象にすることになった。

⑦ 児童福祉法の制定（昭和22年12月2日）

児童福祉法が制定され、民生委員は児童委員に充てられることになった。

⑧ 民生委員法の制定（昭和23年7月29日）

民生委員制度をより適正に組織づけるため、民生委員法が制定された。

⑨ 主任児童委員制度が創設された（平成6年1月1日）

児童を取り巻く社会環境変化に対応するため、児童福祉に関する事項を専門的に担当する民生児童委員として「主任児童委員制度」が発足した。

(2) 任務・定数・任期・身分

① 任務（民生委員法第1条）

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。

② 定数（民生委員法第4条）

民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、県知事が市町村の区域ごとにその区域の市町村長の意見を聞いて定める。

③ 任期（民生委員法第10条）

民生委員の任期は、3年（補欠委員の任期は、前任者の団人機関とする。）

④ 身分（地方公務員法第3条第3項第2号）

「法令により設けられた委員の職で非常勤のもの（地方公務員法第3条第3項第2号）」にあたり、特別職の地方公務員に該当する。特別職の地方公務員といつても、地方公務員法の適用はなく、民間奉仕者としての特色ある活動は制限されない。

(3) 職務内容

① 民生委員の職務内容（民生委員法第14条）

- ・住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと
- ・生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
- ・福祉サービスを適切に利用するため必要な情報の提供、その他の援助を行うこと
- ・社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
- ・福祉事務所その他の関係機関の業務に協力すること
- ・その他、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと

② 児童委員の職務内容（児童福祉法第17条）

- ・児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと
- ・児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するため必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと
- ・児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること
- ・児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること
- ・児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること
- ・その他、必要に応じて、児童及び助産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと

③ 主任児童委員の職務内容（主任児童委員設置運営要綱）

- ・児童の福祉に関する機関と区域を担当する児童委員との連絡調整を行うこと
- ・区域を担当する児童委員の活動に対する援助及び協力を行うこと

(4) 民生委員・児童委員の定数（平成24年4月1日現在）

- ・535人（うち主任児童委員定数54人）

(5) 地区協議会別委員数

（平成24年4月1日現在 単位：人）

地区名	民生委員・児童委員数	内訳		地区名	民生委員・児童委員数	内訳	
		男	女			男	女
勧興	15 (2)	7	8	久保泉	10 (2)	5	5
循誘	24 (2)	12	12	蓮池	7 (2)	3	4
日新	24 (2)	5	19	新栄	15 (2)	7	8
赤松	18 (2)	1	17	若楠	20 (2)	3	17
神野	25 (2)	3	22	開成	18 (2)	4	14
西与賀	14 (2)	7	7	諸富	25 (2)	15	10
嘉瀬	11 (2)	6	5	大和	51 (3)	27	24
巨勢	11 (2)	9	2	富士	27 (2)	18	9
兵庫	19 (2)	9	10	三瀬	10 (2)	7	3
高木瀬	27 (2)	11	16	川副	47 (3)	30	17
北川副	25 (2)	15	10	東与賀	19 (2)	11	8
本庄	22 (2)	11	11	久保田	18 (2)	8	10
鍋島	19 (2)	8	11	合計	531 (54)	248	283
金立	10 (2)	6	4				

（ ）は、うち主任児童委員数

(6) 経験年数調

(単位：人)

3年未満	3～5年	6～9年	10～19年	20～29年	30年以上
260	138	54	75	3	1

(7) 活動状況

民生委員・児童委員定数（主任児童委員を含む） 535人

項目	年間総数	年間1人あたりの取扱件数
相談・支援件数	在宅福祉	2,180件
	介護保険	830件
	健康・保健医療	2,048件
	子育て・母子保健	743件
	子どもの地域生活	3,694件
	子どもの教育・学校生活	1,291件
	生活費	870件
	年金・保険	157件
	仕事	194件
	家族関係	1,303件
	住居	371件
	生活環境	1,090件
	日常的な支援	8,236件
	その他	6,722件
	計	29,729件
(分野別)	高齢者に関すること	18,250件
	障がい者に関すること	1,049件
	子どもに関すること	5,996件
	その他	4,434件
	計	29,729件
その他の活動件数	調査・実態把握	50,054件
	行事・事業・会議への参加・協力	15,932件
	地域福祉活動・自主活動	24,545件
	民児協運営・研修	12,557件
	証明事務	1,191件
	要保護児童の通告・仲介	295件
回訪問数	訪問・連絡活動	84,869回
	その他	47,309回
整連回絡数調	委員相互	14,951回
	その他の関係機関	11,142回
活動日数	84,646日	158.2日

15. 生活保護

(1) 佐賀市の保護状況の推移

2-6

本市における生活保護の状況は、昭和55年の被保護世帯数1,124世帯、被保護人員2,191人、保護率1.34%をピークに微増減していましたが、昭和62年より減少傾向に転じ、平成8年度には764世帯、1,052人、保護率0.62%まで減少しました。

その後、平成17年、19年の2回にわたる市町村合併による影響もあり、平成19年度には1,376世帯、1,786人と増加に転じました。

さらに平成20年秋のリーマンショック以降の急激な景気の悪化に伴い、生活保護の申請が急増し、平成24年7月末の被保護世帯数2,138世帯、被保護人員2,697人、保護率1.14%に達しています。

このような状況の中で、第二のセーフティネット支援としての住宅手当や保護の実施体制の整備充実、各種社会資源の活用及び関係諸機関との連携に努め、被保護世帯の適正な保護の確保と自立助長を図っております。

佐賀市における最近の保護傾向は、次表のとおりです。

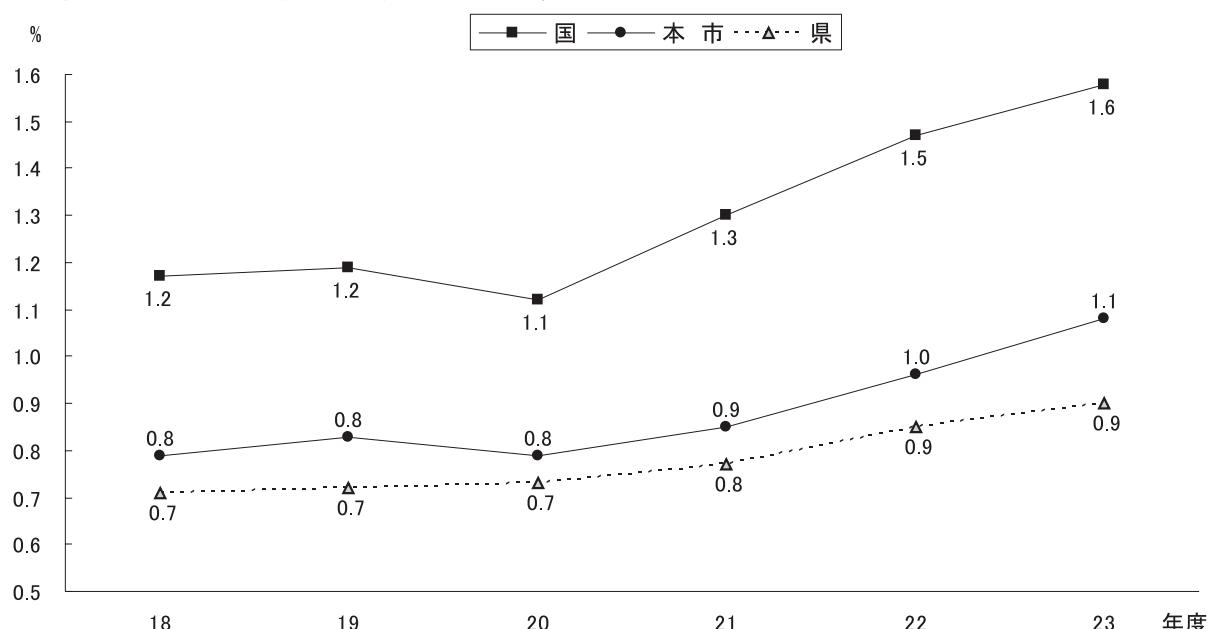
○ 被保護世帯・人員の推移（年度平均値）

年度	被保護世帯	指 数	被保護者数	指 数	保護率(%) (人口百対)		
					本 市	県	国
18	1,278	100	1,680	100	0.8	0.7	1.2
19	1,376	108	1,786	106	0.8	0.7	1.2
20	1,487	116	1,929	115	0.8	0.7	1.1
21	1,656	130	2,137	127	0.9	0.8	1.3
22	1,873	147	2,413	144	1.0	0.9	1.5
23	2,040	160	2,598	155	1.1	0.9	1.6

$$\text{指 数} = \frac{\text{各年度}}{18\text{年度}} \times 100$$

$$\text{保護率} = \frac{\text{被保護者数}}{\text{推計人口}} \times 1,000$$

(図1) 保護率の推移 (4月数値) (人口1,000人当たりの比率)



○ 扶助費の年度別比較
(人 員)

(年度別月平均)

年度 (月平均)	区分	現に保護を受けた者			生活扶助			住宅扶助			教育扶助			介護扶助			医療扶助			出産扶助			生業扶助			葬祭扶助		
		世帯	人員	世帯	人員	世带	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	
18	1,278	1,680	1,101	1,478	934	1,256	59	100	201	207	1,124	1,373	0	0	19	22	1,0	1,0	1,0	1,0	1,0	1,0	1,0	1,0	1,0	1,0	1,0	
19	1,376	1,786	1,238	1,632	1,017	1,368	57	97	238	246	1,281	1,614	0	0	14	17	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
20	1,487	1,929	1,351	1,773	1,111	1,492	58	90	275	283	1,374	1,723	0	0	20	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
21	1,656	2,137	1,518	1,978	1,230	1,641	69	109	286	295	1,520	1,897	0	0	26	30	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
22	1,873	2,413	1,717	2,226	1,412	1,858	73	115	325	336	1,710	2,125	0	0	27	29	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
23	2,040	2,598	1,872	2,400	1,561	2,034	84	123	368	381	1,859	2,292	0	0	28	30	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

(扶 助 費)

(単位 : 千円、 %)

種類	区分	年度			18			19			20			21			22			23		
		扶助費	構成比																			
生 活	863,149	26.9	928,496	28.0	1,000,280	27.5	1,133,666	28.4	1,300,488	30.2	1,409,092	30.2	1,409,092	30.2	1,409,092	30.2	1,409,092	30.2	1,409,092	30.2	1,409,092	
住 宅	254,950	8.0	284,511	8.6	318,994	8.8	372,386	9.3	437,532	10.1	490,522	10.1	490,522	10.1	490,522	10.1	490,522	10.1	490,522	10.1	490,522	
教 育	8,057	0.3	7,584	0.2	7,433	0.2	11,983	0.3	13,168	0.3	14,870	0.3	14,870	0.3	14,870	0.3	14,870	0.3	14,870	0.3	14,870	
介 護	65,780	2.0	79,607	2.4	103,419	2.9	100,289	2.5	104,017	2.4	100,488	2.4	100,488	2.4	100,488	2.4	100,488	2.4	100,488	2.4	100,488	
医 療	1,918,414	59.9	1,905,686	57.5	2,081,639	57.3	2,240,108	56.1	2,316,596	53.7	2,595,831	53.7	2,595,831	53.7	2,595,831	53.7	2,595,831	53.7	2,595,831	53.7	2,595,831	
出 産	120		193		0		0		0		0		0		0		0		0		0	
生 業	5,614	0.2	4,944	0.3	5,916	0.3	8,493	0.4	6,137	0.3	7,056	0.3	7,056	0.3	7,056	0.3	7,056	0.3	7,056	0.3	7,056	
葬 祭	2,634		4,806		5,435		5,694		5,861		6,065		6,065		6,065		6,065		6,065		6,065	
施 設 事 務 費	85,792	2.7	97,263	3.0	109,327	3.0	117,692	3.0	127,467	3.0	134,300	3.0	134,300	3.0	134,300	3.0	134,300	3.0	134,300	3.0	134,300	
計	3,204,510	100.0	3,313,090	100.0	3,632,443	100.0	3,990,311	100.0	4,311,266	100.0	4,758,224	100.0	4,758,224	100.0	4,758,224	100.0	4,758,224	100.0	4,758,224	100.0	4,758,224	

○ 世帯類型別被保護世帯数 (24年4月分)

区分	世帯数・比率	世 帯 数	比 率
高齢者世帯		1,011	48.9
母子世帯		80	3.9
障がい者世帯		182	8.8
傷病世帯		582	28.1
その他の		213	10.3
計		2,068	100.0

○ 労働力類型別の保護世帯の状況

(24年4月分)

労働力類型	世帯類型	現に保護を受けた世帯（月中）						構成比
		高齢者	母子	障害者	傷病	その他	医療扶助 単給 (再掲)	
世帯主 が働いて いる	常用勤労者	14	18	13	34	39		118
	日雇労働者	1	4	2	3	12		22
	内職者	1	1	1	2	1		6
	その他の	4		5	1	3		13
世帯員が働いている		1	2	1	20	17		41 2.0
働いているものがいない		990	55	160	522	141	1	1,868 90.3
計		1,011	80	182	582	213	1	2,068 100.0

保福
健祉

16. 人権・同和政策

2-9

(1) 同和行政推進機関

① 佐賀市同和対策推進委員会 (24名程度)

委員長 副市長

副委員長 保健福祉部長

委員 各部長、市長事務部局の副部長、各支所長、委員長が指名する職員

幹事 職員のうちから委員長が任命

② 佐賀市部落差別撤廃・人権擁護審議会 (15名以内)

会長 1名

副会長 1名

委員 13名

※委員は、学識経験を有する者及び各種団体代表者から市長が委嘱

(2) 隣保館

① 隣保館の設置目的

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、地域住民に対して生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を行い、もって地域住民の社会的、経済的、文化的生活の向上を図ることを目的とする。

② 名称 佐賀市隣保館

着工 昭和61年10月24日

完成 昭和62年3月16日

開館 昭和62年4月1日

所在地 佐賀市多布施三丁目16番10号

構造 鉄骨2階建

建物 延床面積340平方メートル

内容 1階 事務室 調理実習室 児童研修室

2階 保健相談室 和室（教養娯楽室） 大会議室

③ 隣保館の組織及び職員構成

ア 組織

保健福祉部 —— 人権・同和政策課 —— 隣保館

イ 職員構成

館長 (職員) 1名

指導員 (嘱託) 2名

生活相談員 (嘱託) 1名

④ 事業

○ 各種相談事業

ア 生活相談

地域住民の生活上の各種相談を受け、適切な助言と指導を行い、関係機関と十分な連携を取り合って、地域住民の生活の安定と向上を図る。

イ 健康相談

地域住民の健康の維持、増進を図るため、医師、保健師、栄養士等による、成人、妊産婦、乳幼児の健康相談、精神衛生等保健指導に努める。

ウ 福祉相談

生活困窮者、身体障がい者、老人、母子、父子家庭の生活向上と安定のため各関係課と十分に連携をとりあって指導助言を行う。

エ その他の相談

青少年健全育成、教育問題、住宅問題、人権、職業等にかかわる相談を受け、関係機関と十分に連携をとりあって指導助言を行い、地域住民の生活の向上を図る。

○ 啓発活動

ア 憲法の理念である人権尊重の立場から、人権擁護思想の普及及び高揚に努める。

イ 学習会、各種教室の開催

成人解放学習会 識字学級 書道教室 生け花教室 フォークダンス教室 茶道教室
謡曲教室

○ 広報事業

「隣保館だより」を発行し、人権・同和問題等を掲載し、市民の人権意識の高揚及び啓発に努める。

⑤ 隣保館運営審議会

委 員 10名

各種団体代表ほか

任 务 隣保館に関する重要事項の調査審議

(3) 人権・同和教育及び啓発 2-9

① 人権・同和教育推進の体制づくり

人権啓発推進リーダーの育成を図り、職場や地域における人権教育・啓発の推進を図る。

・人権啓発推進リーダーの育成

市職員、社会同和教育指導員、社会教育関係団体役員等の計画的な研修会を実施し、人権啓発推進リーダーの育成を図る。

② 相談機関との連携、啓発活動の推進

人権・同和問題に対する正しい認識と理解をいっそう深めるため、人権問題に関する相談機関

との連携を図るとともに、教育・啓発のあり方に関する調査・研究を進めながら啓発活動を展開していく。

- ・教育・啓発に係る調査・研究

各種研修会参加者等へのアンケート調査を行い、人権・同和問題を自分自身の問題として共感できる教育・啓発のあり方に関する調査・研究の推進を図る。

- ・広報誌等による啓発

市報に、人権・同和問題特集記事を年2回、身近な人権問題を題材にした人権コラムを毎月(年12回)掲載し、啓発を図る。

- ・人権・同和問題研修会等の開催

人権・同和教育学級、同和問題講演会等を開催し、啓発活動の推進を図る。

(3) 社会人権・同和教育の推進

人権・同和問題について、広く市民の認識と理解を深めてもらうため、社会人を対象にした人権・同和教育を進めるとともに、企業等が人権・同和問題研修に積極的に取り組めるよう、適切な指導・助言を行うことによって、すべての市民の人権が尊重され、共に支えあい、共に生きる「共生社会の実現」を目指す。

- ・社会人権・同和教育推進体制の充実

各社会人権・同和教育推進協議会及び社会教育関係団体等の自主的な研修体制への指導・援助により、推進体制の充実を図る。

- ・人権・同和教育機会の拡充

地域や企業等に対する講師の紹介・派遣、研修教材の提供等を行い、自主的な研修会や社内研修に対する支援を行う。

- ・人権・同和教育諸機関との協力

人権・同和教育諸機関との協力体制を強固なものとし、社会人権・同和教育の推進及び組織体制の充実を図る。

- ・新たな人権課題への取組

国際化や高度情報化、少子高齢化等の社会の急激な変化に伴い、今後新たに生じる人権課題についても状況に応じた取り組みを行う。

- ・教育集会所等の機能充実

地域住民の生活の改善・安定と、福祉の向上を図るため、相談事業の充実・強化等、必要な施策を展開するとともに、地域のコミュニティセンターとして、教育集会所等の機能の充実を図る。

17. 国民健康保険 2-4

(1) 国民健康保険事業のあゆみ

昭和20年 7月	佐賀国民健康保険組合（任意設立・任意加入制）
〃 24年 1月	市公営（任意実施・強制加入制）
〃 32年 4月	市全域国保実施事業内容完全統一（5割給付）
〃 36年10月	世帯主の結核・精神病の7割給付
〃 38年10月	世帯主の7割給付実施
〃 42年 1月	世帯員の7割給付実施
〃 47年 4月	賦課事務を電算に委託
〃 48年 1月	老人医療費支給制度実施、70歳以上医療費無料化
〃 49年 4月	高額療養費制度を任意給付として実施（個人負担限度額 30,000円）
〃 53年 4月	高額療養費委任払方式の実施
〃 58年 2月	老人保健法施行
〃 59年10月	退職者医療制度の創設
平成 5年 3月	改正国民健康保険法
	国保財政安定化支援事業の制度化、保険基盤安定制度の国庫負担の定額化
〃 6年 6月	改正国民健康保険法 付添看護・介護の解消、訪問看護療養費、入院時食事療養費、出産育児一時金の創設、移送費の給付見直し、保健事業の推進、住所地主義特例の創設
〃 7年 4月	改正国民健康保険法 高額医療費共同事業の法定化、住所地主義の特例の拡大、国保税軽減制度の拡充、老人医療費拠出金算定の見直し
〃 9年 9月	国民健康保険条例準則の一部改正 外来の薬剤に係る一部負担の制度化
〃 10年 6月	改正国民健康保険法 老人医療費拠出金の負担及び算定の見直し、市町村国民健康保険の事務費負担金の一般財源化
〃 11年 7月	老人医療受給者に関する薬剤一部負担軽減特例措置
〃 12年 4月	介護保険制度施行 改正国民健康保険法 滯納者対策の強化（被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付義務化、保険給付の支払の一時差し止めの義務化等）、住所地特例の見直し、介護納付金分保険料の賦課
〃 13年 6月	健康保険法等一部改正

保福
健祉

	高額療養費自己負担額の引き上げ、入院時食事療養費にかかる標準負担額の引き上げ、老人一部負担金の原則定率1割負担の導入、老人保健制度に高額医療支給制度の創設
平成14年10月	健康保険法等一部改正 一部負担金の見直し（3歳未満：2割、3歳以上69歳以下：3割、70歳以上：1割または2割）、老人医療受給対象年齢の引き上げ（5年間で70歳から75歳に段階的に引き上げ）
〃 15年4月	一部負担金の見直し（退職被保険者等：3割） 保険者支援制度の創設 高額医療費共同事業の拡充・制度化 保険税の所得割算定方法の見直し
〃 16年4月	国民健康保険税の税率・税額改定
〃 17年10月	佐賀市・諸富町・大和町・富士町・三瀬村が合併し、新佐賀市となる 市町村合併に伴う国民健康保険条例の制定
〃 18年10月	健康保険法等一部改正 高額療養費自己負担額の引き上げ、人工透析を要する70歳未満上位所得者の自己負担限度額の引き上げ、一部負担金の見直し（70歳以上現役並み所得者：3割）、70歳以上の高齢者に係る入院時生活療養費の創設、保険財政共同安定化事業の創設 出産育児一時金の支給額の引き上げ、出産育児一時金受取代理制度の導入
〃 19年4月	健康保険法等一部改正 70歳未満の入院に係る高額療養費の現物給付化
〃 20年4月	健康保険法等一部改正 70歳～74歳の高齢者の患者負担の見直し（1割→2割） 乳幼児の患者負担軽減（2割）措置の拡大（3歳未満→義務教育就学前） 老人保健法を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正 保険者に対する一定の予防健診等の義務付け 高額介護合算療養費の施行 後期高齢者（75歳以上）を対象とした後期高齢者医療制度の創設 前期高齢者（65歳～74歳）の医療費に係る財政調整制度の創設
〃 21年1月	出産育児一時金の支給額の引き上げ、産科医療補償制度の創設 75歳到達月の一部負担金の自己負担額を1/2とする措置
〃 21年2月	国民健康保険法の一部改正 資格証明書交付世帯に属する中学生以下の被保険者への短期被保険者証の交付

平成21年4月	70歳～74歳の高齢者の患者負担の運用延期（1割→2割→1割） 指定公費負担制度の運用を1年延期
〃 21年8月	高額医療高額介護合算制度（施行 平成20年4月）の本格運用開始
〃 21年10月	出産育児一時金支給額の引き上げ（380,000円から420,000円に） ただし、産科医療補償制度の対象医療機関以外での出産の場合は、390,000円
	出産育児一時金の直接支払制度の創設
	佐賀市国民健康保険出産費資金貸付基金条例廃止
〃 22年4月	資格証明書交付世帯に属する高校生担当年齢以下の被保険者への短期被保険者証の交付（有効期間6箇月） 非自発的失業者に対する保険税軽減措置 被保険者証様式の変更（二つ折タイプへ拡大） 「被保険者証」「高齢受給者証」「特定健診受診券」の一体化
〃 22年7月	短期証交付世帯に属する高校生相当年齢以下の被保険者への有効期間6箇月以上 以上の短期被保険者証の交付

**保福
健社**

(2) 加入状況（一般・退職・老人）

(単位：世帯、人、%)

年 度	世 帯			人 口			家 族 構 成	
	全市[A]	国保[B]	加 入 率	全市[C]	国保[D]	加 入 率	全 市 [C/A]	国 保 [D/B]
23	[92,998] 93,037	[32,676] 32,912	[35.14] 35.38	[234,730] 235,670	[59,734] 60,319	[25.45] 25.59	[2.52] 2.53	[1.83] 1.83

(注) 年度年間平均(4月～3月)の数 []内の数値は3月31日現在の数

(3) 保険給付の状況

○ 療養諸費の状況（一般+退職）

(単位：件、円)

年度	種 别	件 数	費 用 額	1 件あたり費用額	1 人あたり費用額
23	療養の給付	1,043,180	21,635,612,529	20,740	358,520
	療 養 費	24,354	216,414,332	8,886	3,586
	計	1,067,561	21,852,026,861	20,469	362,106

(注) 療養の給付については、3月診療分～2月診療分（一般・退職）

(注) 23年度事業年報による

○ 療養の給付〔診療費〕（一般+退職）

年度	件 数 (件)	日 数 (日)	費 用 額 (円)	受診率 (%)	1 件当たり日数 (日)	1 件当たり費用額 (円)	1 人当たり費用額 (円)
23	1,043,180	1,635,424	21,635,612,529	1,728.64	1.57	20,740	358,520

(注) 昭和58年2月1日より老人保健法施行。

(注) 昭和59年10月1日より退職者医療制度の創設。

(注) 3月診療分～2月診療分（一般・退職） 23年度事業年報による

○ 高額療養費・高額医療費

(単位：件、円)

年度	区 分	一 般	退 職 者	計
23	件 数	29,992	1,492	31,484
	高 額 療 養	1,823,298,755	154,711,850	1,978,010,605

(注) 23年度事業年報による

○ 鍼灸療養費

鍼灸施設利用状況

佐賀市 助成単価：1,000円（被保険者一人につき1日1回、1年度間48回まで）

利 用 証 付 交 人 員 (A)	施 術 回 数 (B)	市 負 担 金 交 付 額 (決 算 額) (C)	利 用 証 交 付 率 (A) / 平 均 被 保 険 者 数	1 人 当 た り 利 用 回 数 (B) / (A)
1,552人	14,087回	14,087,000円	2.57%	9.08回

※平成23年4月1日から平成24年3月31日までの実績

(4) 保険財政(23年度)

○ 歳 入

科 目	予算総額 (円)	調 定 額 (円)	収入済額 (円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	収入率 (%)	
						対予算	対調定
国民健康保険税	5,939,901,000	7,038,375,845	5,611,975,212	79,537,339	1,346,863,294	94.48	79.73
一部負担金	4,000	0	0	0	0	0.00	0.00
使用料及び手数料	4,525,000	4,461,650	4,461,650	0	0	98.60	100.00
国庫支出金	6,925,537,000	7,299,430,278	7,299,430,278	0	0	105.40	100.00
療養給付費交付金	1,173,231,000	1,318,759,382	1,318,759,382	0	0	112.40	100.00
前期高齢者交付金	5,981,736,000	5,492,286,067	5,492,286,067	0	0	91.82	100.00
県支出金	1,166,390,000	1,348,412,382	1,348,412,382	0	0	115.61	100.00
共同事業交付金	3,853,150,000	3,304,831,953	3,304,831,953	0	0	85.77	100.00
財産収入	295,000	268,694	268,694	0	0	91.08	100.00
繰入金	2,155,061,000	1,845,679,209	1,845,679,209	0	0	85.64	100.00
繰越金	734,000	733,995	733,995	0	0	100.00	100.00
諸 収 入	70,995,000	66,986,218	64,643,986	165,137	2,177,095	91.05	96.50
計	27,271,559,000	27,720,225,673	26,291,482,808	79,702,476	1,349,049,389	96.41	94.85

(注) 収入済額には、還付未済額1,602,546円を含む。

○ 歳 出

科 目	予算総額 (円)	支出済額 (円)	不 用 額 (円)	執行率 (%)
総務費	573,300,000	544,170,622	29,129,378	94.92
保険給付費	18,260,857,000	18,134,238,461	126,618,539	99.31
後期高齢者支援金	2,641,170,000	2,641,169,756	244	100.00
前期高齢者納付金	7,838,000	7,837,484	516	99.99
老人保健拠出金	171,000	170,250	750	99.56
介護納付金	1,203,458,000	1,203,457,621	379	100.00
共同事業拠出金	3,958,220,000	3,607,355,266	350,864,734	91.14
保健事業費	252,420,000	204,211,678	48,208,322	80.90
基金積立金	294,000	268,694	25,306	91.39
公債費	2,670,000	1,742,149	927,851	65.25
諸支出金	313,931,000	306,881,355	7,049,645	97.75
予備費	57,230,000	0	57,230,000	0.00
計	27,271,559,000	26,651,503,336	620,055,664	97.73

保福健祉

(5) 国民健康保険特別会計決算

(単位：千円)

区分	年 度	平 成 23 年 度
歳 入 総 額 A		26,291,483
歳 出 総 額 B		26,651,503
歳入歳出差引額 C(A-B)		△360,020
基 金 繰 入 金 D		346,000
繰 越 金 E		734
国 庫 負 担 金 等 精 算 額 F		241,745
单年度経常収支 G(C-D-E+F)		△465,009

(6) 保険税

賦課の概要（平成24年4月1日現在）

○賦課期日 4月1日

○賦課方法 3方式

○保険税額の計算 所得割額+均等割額+平等割額=保険税額

○賦課限度額 医療分51万円、後期高齢者支援分14万円、介護分12万円

区分	年 度	平成23年度	平成24年度
医 療 分	所 得 割 額(%)	8.3	8.3
	被保険者均等割額(円)	17,100	17,100
	世帯別平等割額(円)	32,900	32,900
後 期 高 齢 者 支 援 分	所 得 割 額(%)	2.1	2.1
	被保険者均等割額(円)	6,900	6,900
	世帯別平等割額(円)	5,600	5,600
介 護 分	所 得 割 額(%)	2.1	2.1
	被保険者均等割額(円)	8,000	8,000
	世帯別平等割額(円)	4,600	4,600

○地方税法第703条の5の規定による国民健康保険税の減額内容

- 前年中の総所得金額が33万円を超えない場合は、被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の7割相当額をそれぞれ減額する。
- 前年中の総所得金額が33万円に被保険者（当該納税義務者を除く）1人につき24万5千円を加算した金額を超えない場合は、被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の5割相当額をそれぞれ減額する。
- 前年中の総所得金額が33万円に被保険者1人につき35万円を加算した金額を超えない場合は、被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の2割相当額をそれぞれ減額する。

(7) 徴収状況（現年課税分）

年度	区分	調定額（円）		収納額（円）		収納率（%）
		うち居所不明者分		うち還付未済額		
23	一般	5,179,206,671	1,765,100	4,958,973,831	2,262,956	95.74
	退職	418,025,929	0	412,506,479	34,744	98.67
	計	5,597,232,600	1,765,100	5,371,480,310	2,297,700	95.96

（注）収納率の算定にあたっては、居所不明者分調定額及び還付未済額を控除している。

(8) 保険給付の内容（24年度）

- ① 療養の給付………保険証を使って医療機関にかかるることを療養の給付という。被保険者が医療機関の窓口で自己負担額を支払い、残りは国保がまとめて医療機関に支払う。

自己負担割合

・義務教育就学前	2割
・義務教育就学後70歳未満	3割
・70歳以上75歳未満	2割（平成25年3月31までは1割）

（※現役並み所得者は、3割）

- ② 療養費……………次のような場合には、医療費の一部が現金で払い戻される。

輸血時の生血代、急病でやむなく非保険医にかかった場合、医師が認めたコルセット等の治療用装具代並びに、はり・きゅう・マッサージの施術料、柔道整復師の施術料等

- ③ 入院時食事療養費…入院時の食事代のうち被保険者の自己負担分（標準負担額）を除いた額は、国保がまとめて医療機関に支払う。

- ④ 高額療養費………医療機関に支払う医療費の自己負担額が高額になったとき限度額を超えた分が後で国保から支給される。限度額適用認定証の交付を受けた被保険者は高額療養費相当額の療養を現物給付で受けられる。

- ⑤ 高額介護合算療養費…医療機関に支払う医療費の自己負担額と介護サービスを受けたときに支払う利用者負担額を世帯単位で合算して限度額を超えた分が後から支給される。

- ⑥ 移送費……………傷病等により移動が困難な人が、療養の給付を受けるため、医師の指示により医療機関にやむを得ず移送され費用がかかった際、移送費が支給される。

- ⑦ 出産育児一時金…被保険者が出産したとき、39万円支給される。ただし産科医療補償制度に入している医療機関で出産したときは3万円を加算。妊娠85日以上であれば、死産、流産も対象になる。

- ⑧ 葬祭費……………被保険者が死亡したとき、喪主に3万円支給される。

- ⑨ 退職者医療………国保に加入している65歳未満の人で、長年会社等に勤めていて年金の受給資格がある人（退職被保険者本人）とその被扶養者が対象で、自己負担割合は国保一般被保険者と同じ。

(9) 三瀬診療所

2-5

1 沿革

- ・昭和26年4月 三瀬村国保組合診療所として組織発足
三瀬村大字三瀬2677番地に診療所建設着工
- ・昭和26年12月20日 診療所（木造瓦葺平屋建100.75坪）医師住宅（木造瓦葺平屋建23.25坪）完成 三瀬村国保直営診療所に改称し診療開始
- ・昭和35年7月1日 三瀬村国民健康保険診療所に改称
- ・昭和47年9月19日 診療所老朽化により、三瀬村大字三瀬2615番地に新築工事着工
- ・昭和48年5月1日 新診療所で診療開始（診療所 鉄筋コンクリート2階建400.298m² 医師住宅 木造瓦葺平屋建85.598m²）
- ・昭和54年4月1日 歯科診療開始
- ・平成14年4月18日 三瀬村大字藤原3882番地6にスマイルセンター（診療所・保健センター）完成 5月1日から診療開始
診療所分 木造瓦葺平屋建 555.95m²
医師住宅 " 115.93m²
- ・平成17年10月1日 市町村合併により、佐賀市立国民健康保険三瀬診療所として診療開始

2 事業概要（平成23年10月末現在）

(1) 診療所開設年月日

平成17年10月1日（当初 昭和26年12月20日）

(2) 医療圏名

佐賀中部保健医療圏

(3) 医療圏人口

350,570人（H24. 4. 1現在）

(4) 診療圏面積

三瀬村70.70km²

(5) 診療圏人口（H23. 3月末現在）

1,438人

(6) 診療科目（4科）

内科、外科、小児科、歯科

(7) 診療時間

平 日 9:00~17:45

土曜日 9:00~12:15

（休診：日曜・祝日、内科、歯科 第2、4金曜日）

(8) 病床数

一般病床 6 床

(9) 医療機器の整備状況

X線撮影装置、血液光化学自動分析装置、超音波診断装置、自動血球計算機、心電計

(10) 診療所の性格

国民健康保険直診施設、へき地診療施設

3 年度別受診者延数

(単位：人)

区 分	23 年 度
内 科	5,374
歯 科	3,382
合 計	8,756

4 年度別診療収入状況

(単位：円)

区 分	23 年 度
内 科	26,127,811
歯 科	14,934,286
合 計	41,062,097

保福
健祉

18. 国民年金

2-2

(1) 国民年金のあらまし

国民年金は昭和61年4月1日から国民全員の「基礎年金」に衣替えされ、従来、別々の制度に加入されていたサラリーマンと自営業者などを一本化して、国民年金制度に組み入れ、加入者が老齢、障がい、死亡といった場合に基礎年金という共通した年金支給制度とした。

① 加入種別

国民年金にはすべての人が加入することになり、加入者の種別は、次の第1号被保険者から第3号被保険者までの3グループに分けられる。この三者には給付面のほか、保険料納付方式で違いがある。

種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業者や農林漁業従事の方とその配偶者、学生など（60歳以上及び外国に居住している65歳未満の人で任意加入者を含む）	厚生年金や共済組合に加入している人	厚生年金や共済組合に加入されている人に扶養されている妻（夫）で、20歳以上60歳未満の人	
納付方法 納付書払い・口座振替 クレジットカード納付	給料から控除	配偶者が加入している制度から拠出される（自ら納める必要はありません）	

② 国民年金の適用の推移

平成3年4月1日から、20歳以上60歳未満の日本国内に住所がある人のうち、国民年金の適用除外となっている人は、被用者年金の老齢（退職）年金の受給権者のみとなっているが、国民年金が発足した昭和36年4月1日から国民年金の適用の範囲は、下表のように推移している。

	昭36.4	昭37.12	昭55.4	昭57.1	昭61.4	平3.4
1	(1)被用者年金制度の加入者	適用	除外	外	強制適用	
	(2)その配偶者	任意	適	用	強制適用	
2	(1)国会議員	適用	除外	任意	適用	強制適用
	(2)その配偶者	任	意	適	用	強制適用
3	(1)地方議会議員	強制適用	任	意	適用	強制適用
	(2)その配偶者	強制適用	任	意	適用	強制適用
4	(1)被用者年金制度の老齢給付受給権者	任	意	適	用	強制適用
	(2)その配偶者	任	意	適	用	強制適用
5	(1)被用者年金制度の老齢給付受給資格期間満了者	任	意	適	用	強制適用
	(2)その配偶者	任	意	適	用	強制適用
6	(1)被用者年金制度の障害給付受給権者	任	意	適	用	強制適用
	(2)その配偶者	任	意	適	用	強制適用
7	被用者年金制度の遺族給付受給権者	任	意	適	用	強制適用
8	学生	任	意	適	用	強制適用
9	在日外国人	適用	除外	外	強制適用	
10	国内在住の60歳以上65歳未満の者	適用	除外	外	任意適用	
11	海外在住の20歳以上65歳未満の邦人	適用	除外	外	任意適用	

(2) 被保険者数・適用状況

(単位：人)

区分 年度	第1号被保険者 ・任意加入被保険者数			被保険者数 3 (C) (D) 号	C被 保 險 者 + D者 (總 E 數)	第1号被保険者資格取得者の内訳					
	被保 險 A 者 數 號	被保 險 B 者 加 入 數	A + B 計 (C)			学 生	適 用 も れ 者	20 歳 到 達 者	公 的 な 移 行 金	そ の 他	
23	34,619	424	35,043	16,614	51,657	856	692	1,305	4,434	1,635	8,922

(3) 保険料収納状況

年 度	対象月数	納付月数	納付率 (%)	佐賀県 (%)
23	264,606	162,350	61.4	62.1

(4) 保険料免除状況

(単位：人)

区分 年度	第1号 被保険 者 数 (A)	免 除 被 保 險 者 数					免 除 率 (B) (A) (%)	佐賀県 (%)			
		法定 免 除	申 請 免 除								
			全額 免 除	3 / 4 免 除	半額 免 除	1 / 4 免 除	納付 猶予				
23	34,619	2,718	5,390	681	387	188	885	3,862	14,111	40.8	39.3

(5) 被保険者異動状況

(単位：人)

区分 年度	被 保 險 者 増 加					計 (A)
	取 1 号 ・ 得 意	3 号 ・ 任 意 取 得	転 1 号 ・ 任 意 入 入	3 号 転 入	取 下	
23	9,175	2,587	1,637	617		14,016

区分 年度	被 保 險 者 減 少					計 (B)	増 減 (A-B)	被 保 險 者 数 未
	喪 1 号 ・ 失 意	3 号 ・ 喪 失	転 1 号 ・ 出 意	3 号 転 出	取 下			
23	9,670	3,091	1,548	587		14,896	△880	51,657

(6) 基礎年金受給者数及び年金額

(年金額単位：千円)

区分 年度	老齢基礎年金		障害基礎年金		遺族基礎年金		合 計	
	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額
23	45,799	31,674,502	4,449	3,935,682	605	467,950	50,853	36,078,134

(7) 福祉年金支給状況

(8) 寡婦年金支給状況

年 度	受給者数 (人)	総年金額 (円)	年 度	受給者数 (人)	総年金額 (円)
23	5	2,021,000	23	101	46,499,000

保
福
健
祉

(9) 年金の種類と金額

	年金の受けられる資格と条件	年 金 額	所得制限
老齢基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> 原則として65歳から。 保険料を納めた期間、保険料の免除を受けた期間及び合算対象期間を合わせて25年以上あること。 <p>(主な計算例 H21. 4月から適用)</p> $786,500\text{円} \times \frac{\text{保険料納付月数}}{\text{加入可能年数} \times 12} + \frac{\text{保険料半額納付月数}}{2} + \frac{\text{保険料1/4納付月数}}{4} + \frac{\text{保険料3/4納付月数}}{8} = \text{老齢基礎年金額}$	<ul style="list-style-type: none"> 満額で年786,500円 加入可能期間（昭和16年4月2日以降生まれの人は40年）中に保険料未納期間や免除期間があれば、その分は減額となる。 	なし
障害基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> 対象者は、20歳以上で国民年金法の障害等級表の1・2級に該当する者。なお、20歳前からの障害者には、本人について所得制限が設けられている。 初診日前に保険料納付済期間（免除期間を含む）が初診日の前々月までの加入期間の2/3以上であること。なお、平成28年3月31日までは、初診日の前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 1級障害基礎年金=983,100円 2級障害基礎年金=786,500円 18歳未満の子の加算 1人=226,300円 2人=452,600円 3人以上=452,600円+1人増すごとに75,400円 	なし *無拠出障害基礎年金（障害福祉年金からの裁定替及び20歳前障害）は所得制限あり
特別障害給付金	<ul style="list-style-type: none"> 下記の人で、任意加入をしていなかった期間に初診日があり現在の障害基礎年金1・2級に該当する程度の障害の状態にあるものとして認定された人に支給。 ①昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金・共済組合等の加入者）の配偶者 ②平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 	<ul style="list-style-type: none"> 障害基礎年金1級に該当する者 =月額49,500円 障害基礎年金2級に該当する者 =月額39,600円 	あり
遺族基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当する国民年金の被保険者または被保険者であった人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた子（18未満または1・2級の障害がある20歳未満）のある妻か子 ①保険料の納付期間（免除期間を含む）が死亡日の属する月の前々月までの加入期間の2/3以上であること。なお、平成28年3月31日までは、死亡の属する月の前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ良い。 ②老齢基礎年金の受給資格を満たしていること。（生計維持の認定基準は、死亡時に妻の年収が850万円未満） 	<ul style="list-style-type: none"> 妻の年金額=786,500円 子の加算額 1人=226,300円 2人=452,600円 3人以上=452,600円+1人増すごとに75,400円 	あり
寡婦年金	<ul style="list-style-type: none"> 第1号被保険者としての保険料納付期間と保険料免除期間を合算した期間だけで老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、何の年金も受けないで死亡したときに、10年以上婚姻期間がある妻が60歳から65歳まで受けられる。（年収850万円未満の者） 	<ul style="list-style-type: none"> 夫が受けることができた老齢基礎年金の3/4 	あり
死亡一時金	<ul style="list-style-type: none"> 第1号被保険者としての保険料を3年以上納めた人が何の年金も受けないで死亡したとき、その遺族が遺族基礎年金及び寡婦年金を受けられない場合、死亡した人の保険料納付期間に応じて支給。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料納付期間が36月以上180月末満=120,000円等、納付済期間によって金額が決定される 	なし
年老齢福祉金	<ul style="list-style-type: none"> 昭和36年4月1日の国民年金発足時すでに高年齢に達していた人で、老齢年金の支給要件に該当しない場合に、明治44年4月1日以前に生まれた人に70歳から支給される。 	<ul style="list-style-type: none"> 年金額 402,900円 (月額) 33,575円 	受給権者、配偶者、扶養義務者の所得制限がある
年未支給	<ul style="list-style-type: none"> 受給者が死亡し、未支給分がある場合、生計を同じくしていた遺族に支給。 		なし

19. 後期高齢者医療制度 2 - 2

(1) 後期高齢者医療制度の創設の経緯と趣旨

わが国は、すべての国民が健康保険組合や国民健康保険などの公的な医療保険制度に加入し、保険証1枚で誰もが安心して医療を受けることができる「国民皆保険制度」の下で世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきた。

しかしながら、急速な高齢化の進展と高齢者医療費の増加、経済の低成長への移行は、近年、医療保険制度の持続可能性に影響を与えるまでになり、抜本的な見直しが迫られるようになった。

このような状況に対応するため、平成18年6月、健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正され、平成20年4月から新たに後期高齢者医療制度が創設された。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を対象とした独立した医療制度であり、それまでの老人医療制度で不明確であった高齢者自身の医療費の費用負担について、患者負担分を除き現役世代からの支援金が4割、公費5割のほか、高齢者からの保険料が1割と現役世代と高齢者の負担割合が財政運営の面で明確となり、制度運営については、後期高齢者医療広域連合という新たな運営主体が創設された。

保
福
健
祉

(2) 運営主体

- 後期高齢者医療広域連合

(保険料徴収・窓口業務は市区町村が行う。)

(3) 被保険者

- 75歳以上の人
- 65歳以上で一定の障がいのある人（ただし、申請し広域連合の認定を受けた人。）

平成24年3月末現在

単位：人

	65歳～ 69歳	70歳～ 74歳	75歳～ 79歳	80歳～ 84歳	85歳～ 89歳	90歳～ 94歳	95歳～ 99歳	100歳～	計
佐賀市	280	475	11,173	8,932	5,588	2,212	728	143	29,531
佐賀県	819	1,732	42,934	35,248	22,701	9,197	2,828	524	115,983

(4) 保険給付の内容（24年度）

- ① 療養の給付………保険証を使って医療機関にかかることを療養の給付という。被保険者が医療機関の窓口で自己負担額を支払い、残りは広域連合がまとめて医療機関に支払う。
 - ・自己負担割合 外来・入院とも医療費の1割（ただし、現役並み所得者は3割）
- ② 療養費……………やむを得ない事情で、保険医療機関等で療養の給付等を受けることができず、例外的に被保険者が医療費の全額をいったん保険医療機関等の窓口で支払ったとき、その支払った分から一部負担金等相当額を除いた一定額について現

金で払い戻される。例として輸血時の生血代、急病でやむなく被保険者証を持たずに受診したとき、医師が認めたコルセット等の治療用装具代並びに、はり・きゅう・マッサージの施術料、柔道整復師の施術料等の場合に支給される。

- (③) 入院時食事療養費…保険医療機関等に入院したとき、入院時の食事代のうち被保険者の自己負担分（標準負担額）を除いた額を、広域連合がまとめて医療機関に支払う。
- (④) 入院時生活療養費…保険医療機関等に長期入院したとき、入院時の生活療養に要した費用のうち被保険者の自己負担分（標準負担額）を除いた額を、広域連合がまとめて医療機関に支払う。
- (⑤) 高額療養費………医療機関に支払う医療費の自己負担額が高額になり限度額を超えた場合、超えた分が広域連合から支給される。
- (⑥) 高額介護合算療養費…被保険者の属する世帯が、後期高齢者医療制度と介護保険制度のどちらの制度でも一部負担金等を支払っていて、その1年間の合計額が一定の限度額を超えた場合に、広域連合及び介護保険者から支給される。
- (⑦) 移送費……………移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難な人が療養の給付を受けるため緊急その他やむを得ず医療機関に移送されたときは、広域連合から移送費が支給される。
- (⑧) 葬祭費……………被保険者が死亡したとき、喪主に3万円支給される。

(5) はり・きゅう施設利用助成

佐賀市の事業として、市内に居住する後期高齢者医療の被保険者の方に、はり・きゅう施設の利用に際して助成を行う「はり・きゅう施設利用証」を交付している。

佐賀市指定の施術院で、施術の際に後期高齢者医療被保険者証と利用証を提示することで、1回の施術につき1,000円の助成を年間36回まで受けることができる。

はり・きゅう施設利用状況

利用証交付人員 (A)	施 術 回 数 (B)	市負担金交付額 (決算額)	利用証交付率 (A)/被保険者数	1人当たり利用回数 (B)/(A)
1,698人	14,228回	14,228,000円	5.75%	8.38回

※平成23年4月1日から平成24年3月31日までの実績

(6) 健康診査

広域連合では、糖尿病・高血圧症・脂質異常症（高脂血症）などの生活習慣病を早期に発見するために、1年に1回自己負担なしで受診できる健康診査を実施している。

平成23年度健康診査受診者数

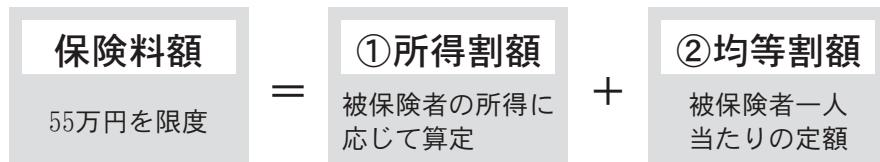
	受診者数 (人)	被保険者数(人)	受 診 率
佐 賀 市	2,048	28,259	7.25%
県 全 体	12,383	105,389	11.75%

(7) 保険料

① 賦課期日 每年4月1日

② 保険料額の計算

保険料は被保険者本人の所得に応じて負担する「所得割額」と被保険者全員が定額で負担する「均等割額」を合計して個人単位で算定する。



所得割額=賦課のもととなる所得金額(※)×所得割率(9.6／100) 確定保険料

均等割額=49,500円 (55万円を限度)

※ 賦課のもととなる所得金額=前年中の所得-33万円

③ 保険料の軽減内容

○ 均等割額の軽減

同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額が一定金額を超えない場合は、均等割額が次の基準で軽減される。

- ・ 2割軽減・・前年中の減額対象所得が世帯の被保険者全員の数×35万円+33万円を超えない世帯の被保険者
- ・ 5割軽減・・前年中の減額対象所得が世帯主を除いた被保険者の数×24.5万円+33万円を超えない世帯の被保険者
- ・ 8.5割軽減・・前年中の減額対象所得が、33万円を超えない世帯の被保険者
- ・ 9割軽減・・8.5割軽減世帯のうち、後期高齢者医療の被保険者の全員が年金収入80万円以下（その他の各種所得はない）の世帯の被保険者

○ 所得割額の軽減

「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方は所得割額が5割軽減される。

○ 被用者保険の被扶養者だった人

後期高齢者医療制度加入の前日まで被用者保険（全国健康保険協会管掌健康保険、健康保険組合、共済組合など。国民健康保険は含まれません。）の被扶養者だった人は、それまでは保険料を負担されていなかったことから、均等割額を9割軽減し、所得割は賦課されない。

④ 保険料の納め方

年金支給額が年額18万円以上の方で、介護保険料とあわせた保険料額が対象となる年金の支給額の2分の1を超えない方は原則として年金からの差し引き（特別徴収）となる。それ以外の場合は個別に金融機関等の窓口や口座振替（普通徴収）で納める。

なお、特別徴収の人も手続きにより口座振替に変更することができる。

(8) 保険料収納状況

平成23年度保険料収納状況

	種 別	特 別 徴 収	普 通 徴 収	合 計	特・普合計収納率
		(円)	(円)	(円)	普徵収納率
佐賀市	調 定	1,143,895,800	752,126,900	1,896,022,700	99.82%
	収 納	1,143,895,800	748,721,870	1,892,617,670	99.55%
県全体	調 定	4,105,021,600	2,070,531,000	6,175,552,600	99.55%
	収 納	4,105,021,600	2,042,742,178	6,147,763,778	98.66%

(9) 老人保健医療

後期高齢者医療制度の施行に伴い、老人保健医療制度は廃止されることとなったが、後期高齢者医療制度の施行後3年間は老人保健医療特別会計を設けるものとされており、平成20年3月までの診療等に係る月遅れ請求分や過誤調整分の医療給付を行なっている。

平成23年度からは老人保健医療制度廃止後3年が経過したことで、老人保健医療特別会計を廃止し、一般会計により医療の給付を行う。